

(写)

4多企企第116号
令和4年7月7日

多摩市総合計画審議会 会長 殿

多摩市長 阿部 裕行

「(仮称)第六次多摩市総合計画」について (諮問)

このことについて、多摩市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問内容

「(仮称)第六次多摩市総合計画」について

2 諮問理由

- 現在、本市では、平成23年10月に策定した「第五次多摩市総合計画」の基本構想に掲げる6つの目指すまちの姿の実現に向けた取組みを推進しており、令和元年6月からは、「第3期基本計画」に基づく施策等を進めています。
- 基本計画については、計画の実効性を確保するため、4年ごとに改定してきたところですが、「第五次多摩市総合計画」の策定当時とは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などもあり、社会情勢や地方自治体を取り巻く環境は大きく変化しています。
- また、地球規模の課題である気候変動問題への対策や、本市でも進行している少子化、高齢化へ対応していくための健幸都市、地域共生社会の実現など、多くの課題に長期的に取り組むための基本的なビジョン、目指すべき将来の姿、これを達成するために推進する政策・施策の基本的な方向性などを、改めて見直していく必要があります。
- そこで本年度から、総合計画の改定に着手し、SDGsやカーボンハーフの目標年度である2030年度を見据え、新たな基本構想をつくり、そのもとに基本計画を策定することとしました。
- 今回の総合計画改定にあたっては、ニューノーマル(新しい日常・創造)の時代を見据えるとともに、長期的な視点を持ちつつ、刻々と変わる時代や社会情勢に対応可能なつくりとし、令和5年度から令和14年度までの10年間を計画期間とします「(仮称)第六次多摩市総合計画」を策定していきたいと考えていますので、本審議会にてご審議いただきたく諮問します。